



建物内のカーテン、じゅうたんに

「防災対象物品」

使ってますか？

【防災防火対象物の指定】（消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3）

高層建築物や、飲食店、物品販売店、福祉施設、病院等の不特定多数の方が出入する建物で使用する、カーテンやじゅうたん等は、防災性能を有した「防災対象物品」を使用する必要があります。今一度、ご自身が関係する建物のカーテン及びじゅうたん等に以下のラベルが表示されているかをご確認ください。



【防災対象物品に該当するもの】

- ・下げ丈1m以上のカーテン及びのれん等
- ・暗幕、布製のブラインド等
- ・2㎡を超えるじゅうたん等
- ・展示用の合板



詳しい内容は【裏面】をご確認ください。

高知市消防局からのお知らせ

防災対象物品使用例



防災の効果は？

防災性能を有する防災対象物品は、ライターやマッチ等の小さな炎が接しても、当たった部分が焦げるだけで容易に着火することはありません。また、着火しても自己消火性等(自ら延焼拡大を停止する機能)により、容易に燃え広がることはありません。※以下は、日本防災協会が公開している防災に関する燃焼比較実験画像です。



防災対象物品を使用した奏功事例(紹介)

【事例1 深夜の病室から出火】

病室に設置している自動火災報知設備の感知器が作動し、火災警報器が鳴動しました。駆け付けた看護師が、病室内のベッド付近が燃えているのを確認。出火時病室内にいた4名の入院者は、看護師の避難誘導によって事なきを得ました。ベッド上からの出火(放火の疑い)でしたが、ベッドの間の間仕切りとして設けられていた「防災カーテン」に延焼抑制効果によって、ベッド及びベッド上の布団等のみの焼損で被害をくい留めることができました。

【事例2 火を使用していない客室から出火】

ホテルの客室において、床から立ち上がっている電気配線の一部が、ベッドの脚の踏みつけ等により断線し、発熱・出火しました。しかし、使用していたカーペットが防災品であったことと、従業員によって初期消火が行われたことで一部の焼損にとどまりました。

管轄消防署	所在地	連絡先
中央消防署	〒780-8013 高知市筆山町4番5号	088-856-9902
北消防署	〒780-0026 高知市秦南町一丁目4番63-22号	088-802-6031
東消防署	〒781-8101 高知市高須砂地230番地2	088-866-3119
南消防署	〒781-0311 高知市春野町芳原1015番地	088-821-9560